

東海農業振興地域整備計画 の変更案に関する縦覧図書

様式第 5

農業振興地域整備計画を変更する理由

東 海 市

第 1 農業振興地域整備計画変更の理由

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号。以下「法」という）に基づき、本市の自然的、経済的及び社会的諸条件を考慮して農業以外の土地利用との調整を図りつつ農業の振興を図るべき地域を明らかにし、その地域の整備に必要な施策の推進に努めているところである。

今般、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）について本市住民等からの要請があり、その内容を検討した結果、同法第 1 3 条の規定により農業振興地域整備計画の変更を行うこととした。

第 2 変更の概要

1 農用地利用計画

- (1) 農用地区域への編入 なし
- (2) 農用地区域の除外

図面番号	所 在	除 外 の 理 由
①	名和町南蔵	農業外の土地利用を希望する申出があり、法第 1 3 条第 2 項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。
②	富木島町内堀	農業外の土地利用を希望する申出があり、法第 1 3 条第 2 項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。
③	高横須賀町坂下	農業外の土地利用を希望する申出があり、法第 1 3 条第 2 項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。

④	加木屋町留木	農業外の土地利用を希望する申出があり、法第13条第2項各号の要件を満たすと判断されるとともに、農業振興地域整備計画の達成に与える影響が軽微と見込まれるため。
---	--------	--

(3) 用途区分の変更 なし

2 農業生産基盤の整備開発計画

本計画は変更しない。

3 農用地等の保全計画

本計画は変更しない。

4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

本計画は変更しない。

5 農業近代化施設の整備計画

本計画は変更しない。

6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

本計画は変更しない。

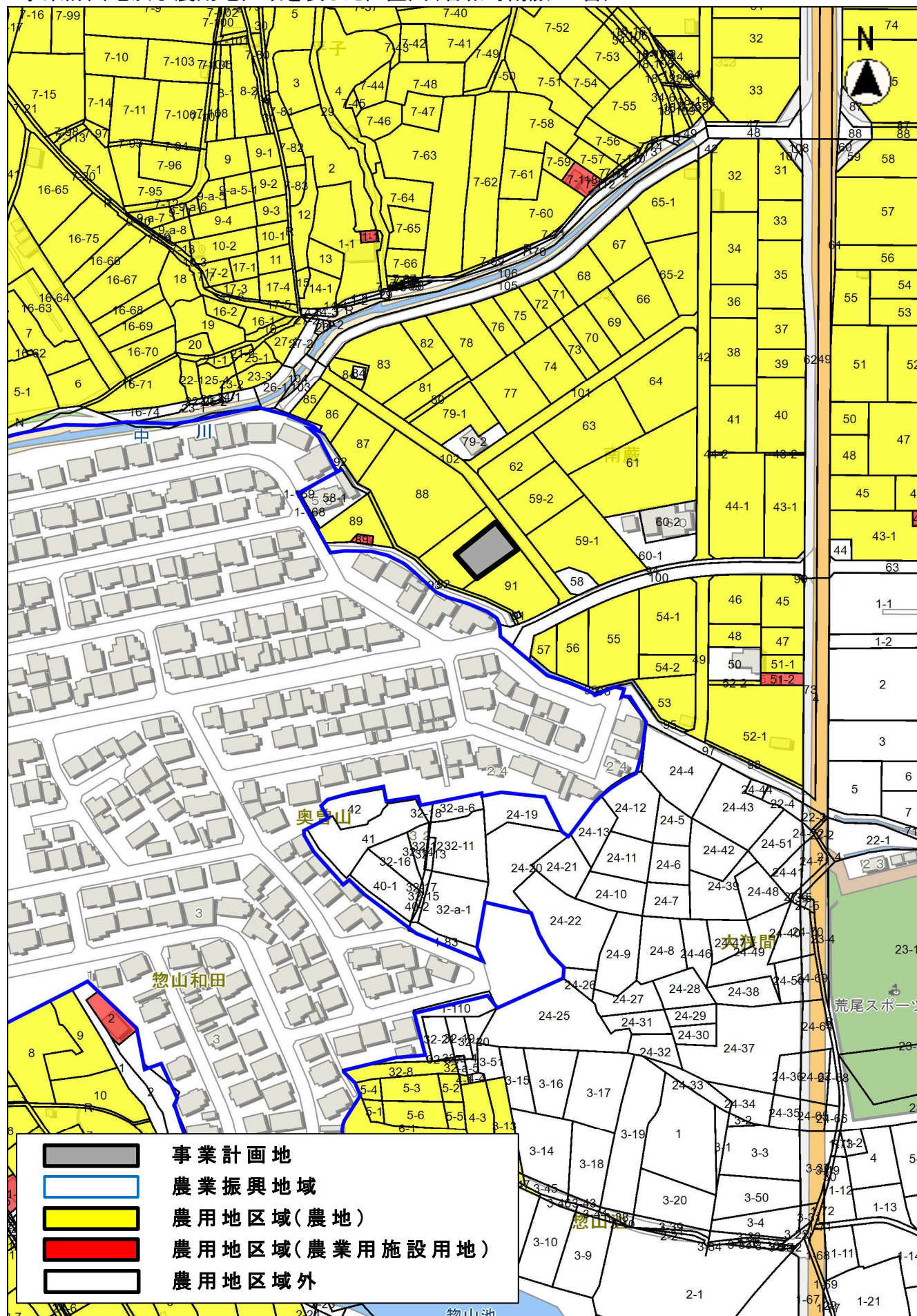
7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

本計画は変更しない。

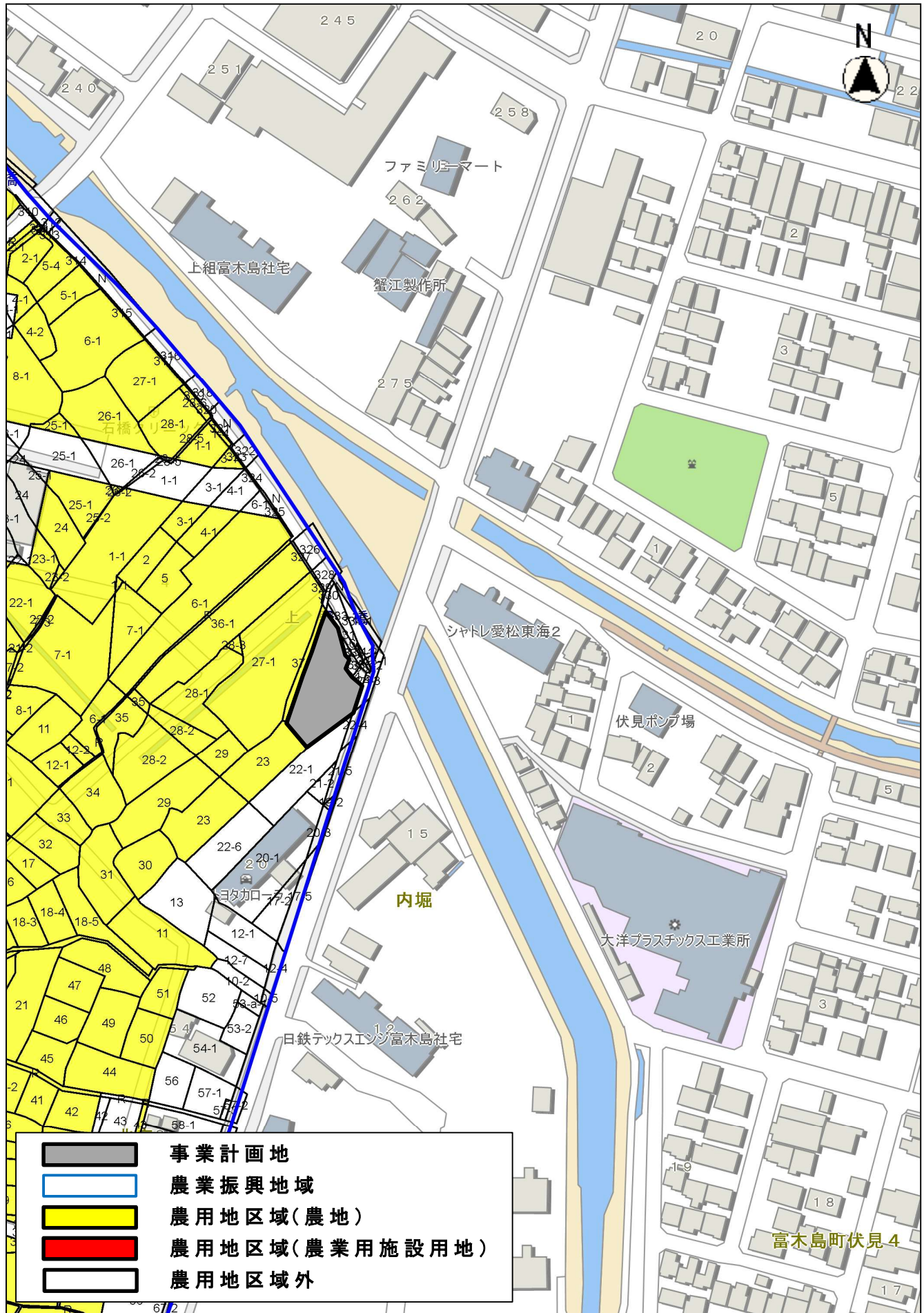
8 生活環境施設の整備計画

本計画は変更しない。

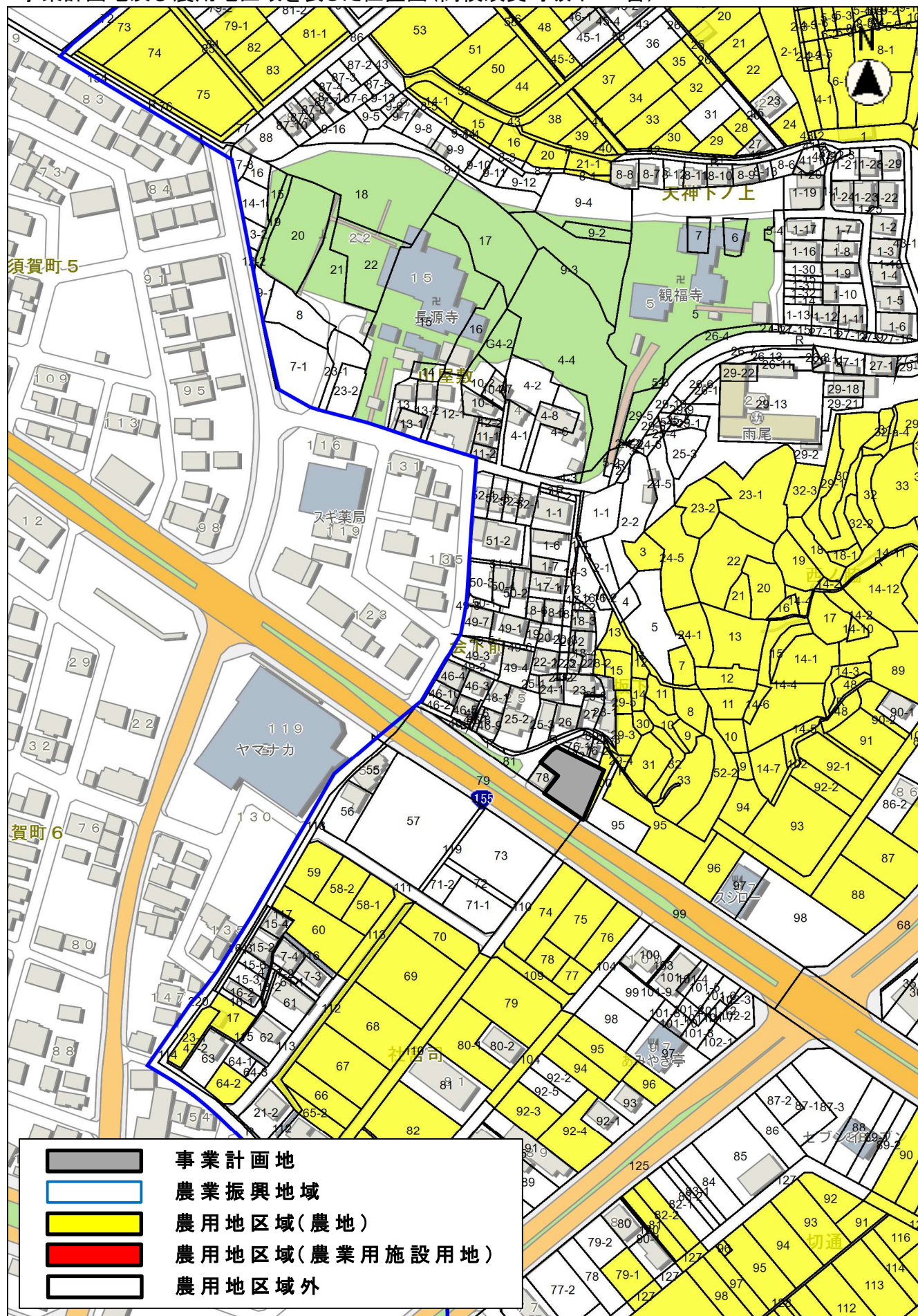
事業計画地及び農用地区域を表した位置図(名和町南蔵90番)



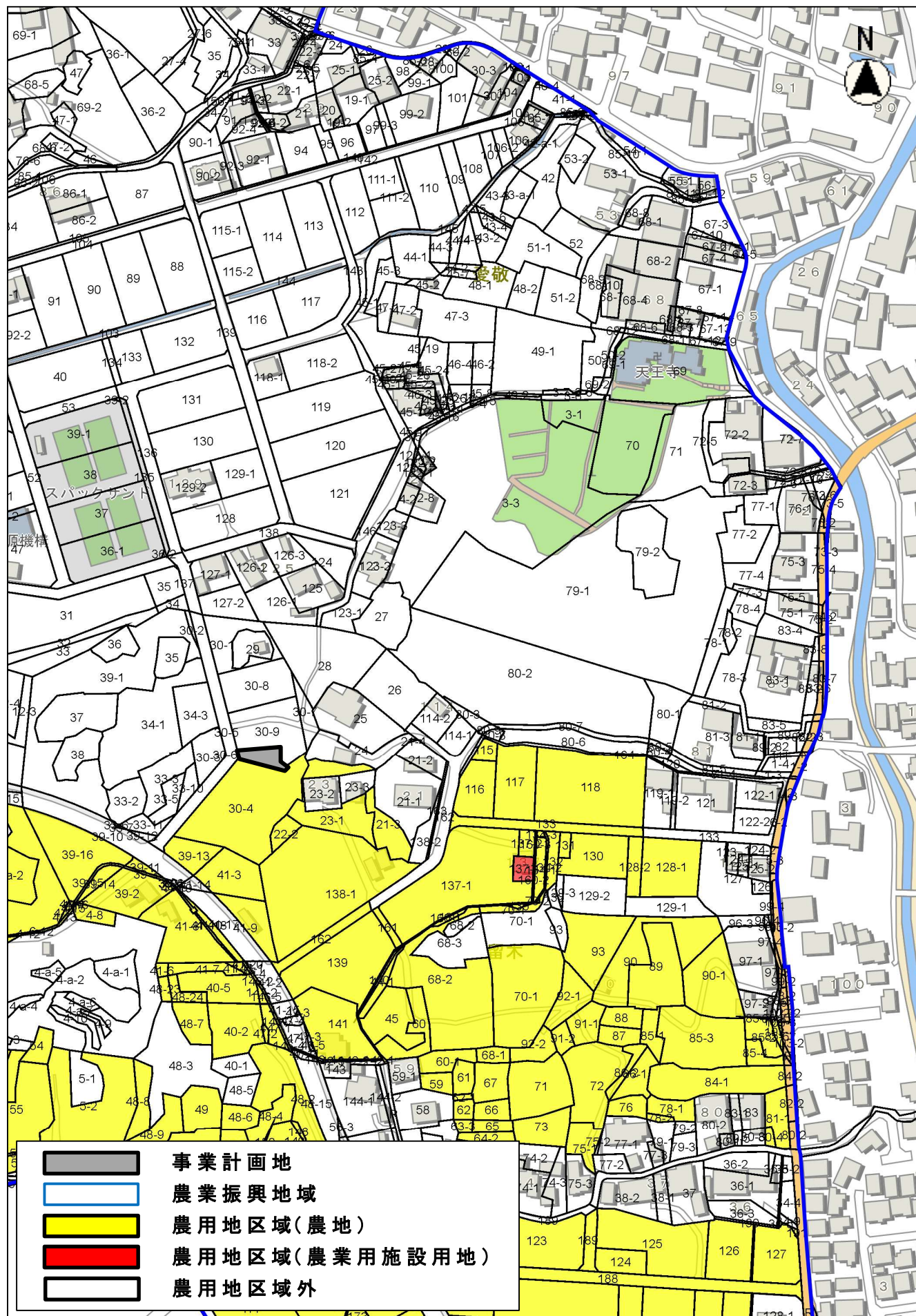
事業計画地及び農用地区域を表した位置図(富木島町内堀24番1・24番7・26番1・26番7)



事業計画地及び農用地区域を表した位置図(高横須賀町坂下77番)



事業計画地及び農用地区域を表した位置図(加木屋町留木31番1)



縮尺 1 : 2500

201503 0 10 20 30 40 50 60 70 80